

【報告事項1】交通不便地域の指定申請について

地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費補助)を利用するため、地域公共交通会議において協議し、交通不便地域の指定申請を行うもの。(対象:大野地区峰地域、瀬戸越団地地域 (まめバス「岩下洞穴・瀬戸越団地線」の運行エリア))

区分	期間(5 年間)
現在の指定期間	令和3年10月1日～令和 8年9月30日
今回申請後の指定期間	令和8年10月1日～令和13年9月30日

※地域内フィーダー系統補助を受ける路線が運行する地域であっても、他の公共交通機関(地域内フィーダー系統補助を受けない鉄道・バス等)がある場合、その駅やバス停から半径 1 km以内は交通不便地域の対象外となる地域があります。

【報告事項2】地域公共交通計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)の変更・申請について

(1) 令和8年度計画の変更について

黒島地区で新たに運行を開始する自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)について、フィーダー補助の対象となることから令和8年度地域公共交通計画(地域内フィーダー系統確保維持事業)の変更を行うもの。

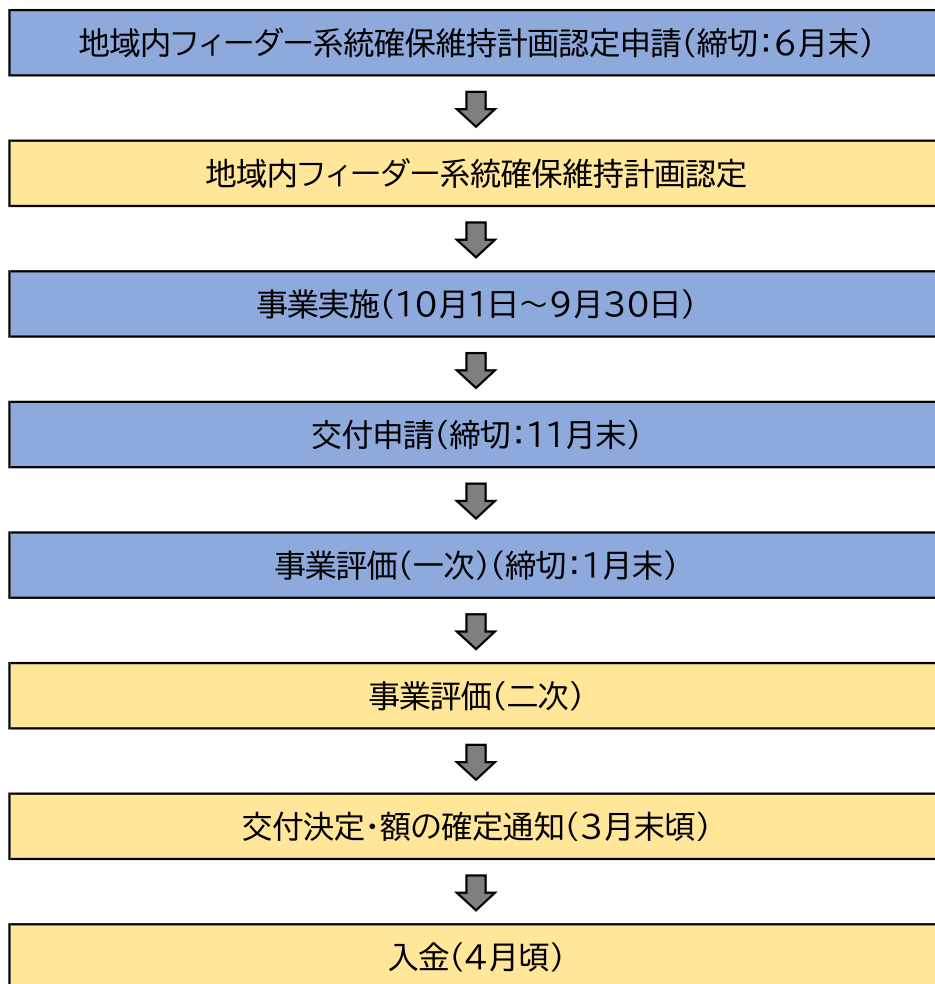
○接続性要件:法律に基づく過疎地域等の交通不便地域を通り、地域間交通ネットワークと接続するものであること
(離島振興法の対象地区、黒島港～相浦港のフェリーに接続)

(2) 令和9年度計画の計画認定申請について

令和9年度地域公共交通計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)(令和8年 10 月～令和9年9月)について、国へ計画認定申請を行うもの。(対象地区:大野地区、黒島地区)

●地域内フィーダー補助の年間スケジュール

参考資料



・地域公共交通会議(以下、交通会議)にて協議

・佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会(以下、活性化協議会)から国へ申請

事業実施期間中に運行内容等の変更が出た場合においても、交通会議で協議後、活性化協議会から変更申請を行う。

・活性化協議会から交付申請を行う。

・交通会議で事業評価について協議

・活性化協議会から事業評価を国へ提出

・活性化協議会の口座に入金後、活性化協議会から運行事業者へ入金

※青色は交通会議・活性化協議会が実施、黄色は国が実施する項目